

## ろうきんフラット35セット型

2015年4月1日現在

1. 商品名	ろうきんフラット35セット型
2. ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たされる個人の方 ① 担保評価額の100%以内で必要資金を補える方かつ、債権買い取りの仮承認を受けた方（買い取り仮承認通知書が交付された方） ② ろうきんフラット35をご利用いただける方 ③ お申込み時年齢が原則満20歳以上の方でご返済終了時年齢が満76歳未満の方 ④ 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方 ⑤ 安定継続した収入があり、前年度税込年収が150万円以上の方 ⑥ 原則として、団体信用生命保険に加入が認められる方 ⑦ 保証機関の保証が受けられる方
3. お使いみち	申込人もしくは親または子が自ら居住する住宅および申込人が使用するセカンドハウスに関する以下の資金となります。 ① 住宅新築費または新築住宅購入資金 ② 中古住宅購入資金 ※増改築資金および住宅ローン借換資金は除きます。
4. セットできる商品	固定選択型住宅ローン（2年・3年・5年・10年）、上限金利設定型住宅ローン、変動金利型となります。
5. お申込金額	ろうきんフラット35と合わせて最高8,000万円（セット商品のご融資金額は原則4,000万円まで）
6. ご融資期間	40年以内
7. ご融資金利種類	ろうきんフラット35セット型として、セットされるろうきん住宅ローン商品の固定選択型、上限金利設定型、変動金利型は以下のとおりとなります。 ① 固定金利選択型 変動金利の契約で一定期間（2年・3年・5年・10年）固定金利を特約する方式です。特約期間終了後は、固定金利選択型あるいは変動金利方式のいずれかを選択いただきます。 A. 特約期間 2年・3年・5年・10年 B. 特約ルール i. 特約期間は融資実行日（再特約の場合、特約期間終了日の翌日）以後、最初に到来する約定返済日を起点として、特約年数経過後の応当日（約定日）の1回前の約定返済日までとします。 ii. 特約期間中は、借入利率・返済金額の変更はありません。 C. 再特約ルール i. 特約期間終了後も、固定金利選択型をご希望の場合には特約期間終了以前に再特約のお申し出が必要です。当金庫よりご通知いたします（終了日前年の10月頃）ので、終了日の1か月前ま

	<p>でに再特約をお申し出ください。</p> <p>※なお、「固定金利自動更新型」の特約をご契約いただいている場合、特段申し出がなければ、特約期間終了日の翌日から新たな特約期間が自動的に始まるものとし、これ以降の特約期間終了時においても特に申し出がない限り同様とします。</p> <p>ii. 再特約の際、特約終了後の返済によっては、ご希望の年数の再特約ができない場合があります。</p> <p>iii. 再特約のお申し出がない場合には、変動金利方式へ移行いたします。</p> <p>(「固定金利自動更新型」をご契約いただいている場合で、かつC-iiに該当しない場合はこの限りではありません。)</p> <p>iv. 一旦、変動金利方式になりますと、その後の固定金利選択型の再特約はできません。</p> <p>② 上限金利設定型</p> <p>特約期間中、上限の金利を設定し、その上限金利を超えない金利を適用する方式です。</p> <p>A. 特約期間</p> <p>10年</p> <p>B. 特約ルール</p> <p>i. 特約期間は融資実行日(再特約の場合、特約期間終了日の翌日)以後、最初に到来する約定返済日を起点として、特約年数経過後の応当日(約定日)の1回前の約定返済日までとします。</p> <p>ii. 特約期間中も借入利率は変動しますが、定められた上限金利を超えることはありません。</p> <p>③ 変動金利型</p> <p>お借入後の利率を返済終了まで当金庫の基準にしたがい借入利率を見直していく方式です。</p> <p>※金利見直しについては、住宅ローン商品概要説明書の中で変動金利型についてご説明しているルールと同じです。</p>
8. 保証料	<p>前受け(全期間前払い)または後受け(所定の融資金利に保証料率が加算され、返済金の中に含まれます)のいずれかをお選びいただけます。</p> <p>ただし、前受け(全期間前払い)の場合は、以下のことが発生します。</p> <p>① 途中で全額償還されても、未経過期間の保証料は全額返戻されません。</p> <p>② 最低返戻額は1,000円以上で、100円未満の端数は切り捨てられます。</p> <p>③ 返済期間を延長した場合には、延長期間分の保証料の納付が必要となります。</p> <p>※保証料は、当金庫の会員(構成員)の方と会員以外のお客様で異なります。</p>

9. ご返済方法	<p>セットされる固定選択型、上限金利設定型、変動金利型については、以下のとおりとなります。</p> <p>元利均等毎月返済、元利均等毎月・ボーナス併用返済、元金均等毎月返済、および元金均等毎月・ボーナス併用返済からお選びいただけます。</p> <p>① 元利均等月賦返済は、元利金を一定額にして毎月ご返済いただく方式です。</p> <p>② 元利均等毎月・ボーナス併用返済は、元利金を一定額に毎月とボーナス分（年2回）を併用してご返済いただく方式です。</p> <p>③ 元金均等月賦返済は、元金を均等にして元利金を毎月のみ返済をいただく方式です。</p> <p>④ 元金均等月賦・ボーナス併用返済は、元金を均等にして元利金を毎月とボーナス分（年2回）を併用してご返済いただく方式です。</p> <p>※ボーナス返済の割合は、融資額の50%以内となります。</p>
10. 担保	<p>ご融資対象となる住宅および敷地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第一順位の抵当権を、第二順位で日本労働者信用基金協会の抵当権を設定させていただきます。</p>
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資手数料については、会員間接構成員の方は無料です。一般のお客様の場合、54,000円をいただきます。</li> <li>※手数料については、店頭に掲示しています。</li> <li>・物件検査の手数料・抵当権設定にかかわる費用等は、お客様のご負担となります。</li> </ul>
12. 保証人	<p>原則、不要です。</p> <p>ただし、担保提供者（土地の所有者や建物の共有者）や収入合算者は連帯保証人となっていただきます。</p>
13. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろうきんフラット35の部分は、お客様ご負担となります。</li> <li>・セットするろうきん住宅ローンの部分は、当金庫が指定する保険会社の団体信用生命保険にご加入いただきます。なお、保険料は、当金庫で負担いたします。</li> </ul> <p>※ろうきん3大疾病特約・障害特約付住宅ローンをご利用の場合には、0.30%上乗せした融資金利を適用します。なお、費用については、お客様のご負担となります。</p> <p>※夫婦連生団信をご利用の場合は、0.10%上乗せした融資金利を適用します。なお、費用については、お客様のご負担となります。</p>
14. 火災保険	<p>ご融資対象となる住宅に火災保険を付保していただきます。</p> <p>なお、敷地に抵当権を設定しない場合は、その火災保険金請求権に住宅金融支援機構を質権者とする第一順位の質権を設定していただきます。</p> <p>※保険期間はご返済期間以上となります。また、保険料払込方法は、長期一括支払とさせていただきます。</p>
15. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> </ul> <p>【窓口：九州労働金庫 コンプライアンス統括部】0120-796-210</p>

	<p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://kyusyu.rokin.or.jp">http://kyusyu.rokin.or.jp</a></p>
16. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"><li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫コンプライアンス統括部またはろうきん相談所にお申し出ください。</li><li>・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li></ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>

※当金庫および保証機関所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

九州ろうきん